

12/10



両市の友好と発展のために

友好都市・中国寧波市との 農業オンライン交流

中国・寧波市との友好交流議定書締結 30 周年を記念して、オンラインによる農業交流を行いました。寧波市からは農業農村局（農業・農村事業担当部署）、農科院（農業技術研究部署）の職員が参加し、益田市から参加した市・県の農業担当部署および JA しまねの職員と両市の農業についてお互いに紹介した後、農村振興や農産物のブランド化等について意見交換を行いました。

「令和 3 年度自治会等地縁による 団体功労者総務大臣表彰」受賞

久城東自治会の澁谷勝会長が、自治会等の地縁による団体の代表を多年にわたって務め、地域的な共同活動を通じて良好な地域社会の維持形成に功績があったとして「自治会等地縁による団体功労者総務大臣表彰」を受賞し、山本市長から表彰状が伝達されました。

澁谷会長は、平成 7 年から現在まで久城東自治会長を務め、地域の交流事業や登下校時の子どもの見守り活動などに積極的に取り組んでいます。

12/14



地域社会の維持・発展に貢献されています

構造改革特別区域計画

「益田市ワイン特区」について

市では農業振興を図るため、益田市の特産農産物であるブドウを用い「地産自（地）醸」で「益田産ワイン」を醸造し、市内での販売を行う事業者を対象に規制の特例措置を受けることが可能となるよう、国に対し構造改革特別区域計画の認定申請を行っていました。

このたび、令和 3 年 11 月 30 日付けで構造改革特別区域計画の認定を受け、酒類製造の特例措置を受けることができるようになりましたのでお知らせします。

特定事業の名称：特産酒類（ワイン）の製造事業

構造改革特別区域計画の名称：益田市ワイン特区

特区の行政範囲：益田市の全域

特例措置の内容：酒税法では最低製造数量（6 キロリットル）以上の製造を行う者が酒類製造免許の交付を受けることとし交付申請が可能となりますが、この特例措置により、2キロリットル以上に引き下げても酒類製造免許の申請ができるようになります。ただし、市内で作られた特産農作物であるブドウを使用することと酒税法に適合する諸条件が必要となります。



※特例措置の詳細内容と構造改革特別区計画については、市ホームページに掲載しています。

【問い合わせ先】市農林水産課 農業担い手支援センター ☎ 31-0312 ☎ 24-0452
酒類製造免許については 松江税務署 ☎ 0852-21-7711